



## 申15号 「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する 説明申し入れ 第2回団体交渉を行う！ その③

### 10. 賃金制度の改正について、以下の各号の内容を明らかにすること。

#### ①業務内容によりキャリア加算が行われる理由を明らかにすること。

##### 組合

キャリア加算は誰が判断し、どのタイミングで加算されるのか？

輸送など発令により職務手当が支給されているものに変わりは無いのか？

##### 会社

見習いが終了して現場長が人事課に上申する。翌月 1 日から支給される。または、発令した日とする。

職務手当の考え方は変わらない。

#### ②乗務員手当の見直しを行う目的を明らかにすること。

##### 組合

「上記以外の場合 210 円」の手当が支給されるケースはどのような場合か？

時間単位で乗務とホーム業務などを兼務した場合、深夜早朝勤務手当の区分はどのように整理するのか？

##### 会社

営業の社員が車内改札で乗務した場合などのケースが考えられる。

時間単位で兼務した場合は、従事した業務時間の長い方で判断する。今までと考え方は変わらない。

#### ③事務職の組合員へ支給されている技能手当の削減が行われる理由を明らかにすること。

##### 組合

技能手当の支給基準の見直しを行う理由を明らかにすること。

##### 会社

今施策は、事務職に特化するものではなく、柔軟な働き方を実現するため様々な業務に従事することを目指していることから、見直すこととした。

#### ④統括センター及び営業統括センターに勤務する者について、通勤超勤に該当しない理由を明らかにすること。

##### 組合

通勤手当の算出基準はどうなるのか？

通勤超勤が発生しない理由は？

勤務時間内のエリア内の他箇所への移動は労働時間とカウントするのか？

都市手当の級地の取り扱いはどのように考えているのか？

##### 会社

統括センター・営業統括センター内の遠方箇所を算出基準とする。

一つの事業場になるので発生しない。

労働時間として取り扱う。休憩時間での移動は休憩超勤もしくは休憩時間の変更で対応する。

2つ以上の級地に跨る場合は、高い方の級地を適用する。また、寒冷地手当も同様である。

## 説明申し入れ全10項目議論終了！

**不明点はまだまだあります！仕事と職場と生活を守るために  
職場から議論を巻き起こし、全組合員でたたかい抜こう！**